

令和7年度 第2回伊根町地域公共交通会議

令和8年1月26日(月) 15時15分～
ほっと館 ふれあいホール

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

議第1号 地域公共交通確保維持改善事業計画に関する事業評価(案)について

議第2号 福祉有償運送事業登録団体の更新登録について
【伊根町社会福祉協議会】

4. その他

議 第 1 号

地域公共交通確保維持改善事業計画に関する事業評価（案）について

令和8年1月26日

伊根町地域公共交通会議会長

地域公共交通確保維持改善事業計画に関する事業評価（案）について設置要綱第2条の規定により協議します。

■提案理由

地域公共交通確保維持改善事業費補助金による支援を受けた事業については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等に基づき、協議会自らによる事業実施状況の確認、自己評価を行い、その結果を地方運輸局に報告する必要がある。

伊根町地域公共交通会議（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

○上位、関連計画

【第6次伊根町総合計画】

（計画期間：令和2年度～令和11年度）

「乗って残そう公共交通」を合言葉に、路線バスの運行が維持されるよう利用促進を図る。また、町内の持続可能な公共交通の確保を目指す。

【京都府北部地域連携都市圏公共交通計画】

自家用車に過度に頼ることなく、公共交通利用者の満足度を高めるとともに、利用機会などをつくりながら、公共交通へのマインドセット（固定観念）の転換を図っていくことで、持続可能で多様なニーズにこたえる便利な北部の公共交通を目指す。

【伊根町地域公共交通計画】

自家用車だけではなく、それぞれの交通手段を必要に応じて使い分ける「交通手段の棲み分け」を推進するとともに、利用方法の周知やICT技術の活用も進めることで、だれもが安心して利用できる持続可能な公共交通を目指す。

○現況

鉄道のない本町において、国道を中心に運行する路線バスと、自宅から町内目的地や路線バス停までを繋ぐいねタクは日常生活に無くてはならない交通手段である。

伊根町内には総合病院や大型の商業施設等が無いとため、高齢者をはじめとする交通弱者にとって、町内の移動手段としての予約型乗合交通と、町外へ通じる路線バスはどちらも重要な移動手段であり、予約型乗合交通を利用し路線バスに乗り継ぐことで、近隣市町へのアクセスも良くなり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。

また、マイカーで自由に移動できる町民にとっても、公共交通が移動の際の選択肢となり、それぞれの交通手段を必要に応じて使い分けられるように維持していくことが重要と捉えている。

○将来像

公共交通は交通弱者が利用するものという、固定観念や思い込みの転換を図ること、また、ニーズや課題を把握し満足度を高めることで、自家用車に過度に頼ることなく、誰もが安心してそれぞれの交通手段を必要に応じて使い分けられるようにする。（公共交通の棲み分け）

また、町民だけではなく来訪者にも使いやすくすることで利用者を増やし、持続可能な公共交通としていく。

公共交通ネットワークのイメージ図

※別添で添付して下さい。

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

○評価の考え方

利用促進等の各種施策を実施し、施策の見直しや改善を繰り返し行い、伊根町が目指す将来像実現のため、進捗管理を実施する。

○町内公共交通全体の評価指標

- ・路線別の公共交通利用者数
- ・路線別の平均乗車密度
- ・いねタクの利用者登録数
- ・いねタクの一運行あたり乗車人数
- ・公的資金が投入されている公共交通の収支率
- ・公共交通への公的資金投入額
- ・路線別の運行収入
- ・路線別の運行経費
- ・情報のオープン化（GTFS）に対応した路線数
- ・地域間の移動者数（幹線バス）
- ・伊根線、蒲入線から与謝線、福知山線に接続している路線の便数、接続率
- ・上記接続の平均待ち時間
- ・伊根町が実施するお試し乗車会等の件数及び参加人数

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月25日（令和5年度 第2回伊根町地域公共交通会議） →自家用有償旅客運送の登録の更新について協議 ・令和6年1月15日（令和5年度 第3回伊根町地域公共交通会議・文書協議） →地域公共交通確保維持改善計画事業に関する事業評価（案）について協議 ・令和6年3月15日（令和5年度 第4回伊根町地域公共交通会議・文書協議） →京丹後市自家用有償旅客運送「ささえあい交通」の更新登録に伴い伊根町を運送区域に追加することについて協議 ・令和6年5月14日（令和6年度 第1回伊根町地域公共交通会議） →令和7年度伊根町地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 ・令和7年1月24日（令和6年度 第2回伊根町地域公共交通会議・文書協議） →地域公共交通確保維持改善計画事業に関する事業評価（案）について協議 ・令和7年5月20日（令和7年度 第1回伊根町地域公共交通会議・文書協議） →令和8年度伊根町地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 ・令和8年1月26日（予定）（令和7年度 第2回伊根町地域公共交通会議） →地域公共交通確保維持改善計画事業に関する事業評価（案）について協議
--

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域内フィーダー一系統補助事業	伊根町	R6.10～ R7.9	フ	ドアツードアの予約型乗合交通として、町内全域を運行区域としている。

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
地域内フィーダー系統補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・いねタク乗降場所の変更、登録支援等を実施し、より利用しやすくなる工夫を行う。 ・関係機関と協議しながら、持続的な体制づくりを推進。 ・町内観光拠点間の利用を促進するため、PRやチラシの作成、事業所への配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上による利用者数の増加。 ・登録や利用の方法について、きめ細かく支援することによる登録者数の増加。

4. 具体的取組に対する評価

【目標利用者数】

フィーダー計画：令和7年度 13,500人

地域公共交通計画：令和8年度 14,000人

【令和7年度利用者数実績】

16,449人

【令和7年度一運行あたり乗車人数】

令和7年9月末 1.92人

【予約システム登録者数】

	住基世帯数	住基人口	いねばん 利用登録 世帯数	いねばん 利用登録 者数	WEBシステム 登録者数
〈運行開始時〉 2022.4.1	900世帯	1,982人	182世帯 (20.2%)	471人 (23.8%)	49人
2022.9.30	894世帯	1,969人	286世帯 (32.0%)	727人 (36.9%)	357人
2023.9.30	894世帯	1,924人	403世帯 (45.0%)	1,001人 (52.0%)	1,143人
2024.9.30	877世帯	1,871人	447世帯 (51.0%)	1,100人 (58.8%)	1,863人
2025.9.30	886世帯	1,832人	497世帯 (56.1%)	1,181人 (64.5%)	2,622人

・運行開始以来、利用者が順調に推移しており、令和5年度で12,923人、令和6年度15,066人、令和7年度は16,449人と増加している。1運行あたりの乗車人員は令和5年度が1.96人、令和6年度2.02人、令和7年度は1.92人と効率的な運行となっている。

また、運賃収入は、令和5年度が2,936千円、令和6年度2,972千円、令和7年度は3,514千円となっている。

・保健センターでの体操教室や診療所通院、観光等幅広く利用していただき、フィーダー計画記載の目標を達成することができた。

・町外への通学や通院のため、自宅から幹線バス停までの利用者も見られ、交通計画におけるいねタクの位置づけに沿った利用をいただいている。

・総合病院や大型商業施設がない伊根町にとって、町外へ通じる「幹線バス」と町内の移動手段である「いねタク」はどちらも重要な交通手段である。

「幹線バス」「いねタク」ともに、住民の日常利用に加えて、観光客の飲食店への移動や観光地巡りにも利用されており、まちの活性化に大いに寄与している。

・いねタクを多く利用する担当課や運行事業者等の関係者を集めて、令和8年度からの運行について、希望や意見の聞き取りを行い、移動ニーズの更なる増加を見据えた事前調整をすることができた。

- ・令和6年11月から新車両を1台導入した。計4台を平日3台、夜間・休日1台体制で運用し、町内路線バスの減便に伴う町内移動ニーズの増加に対応することができた。
また、冬季積雪時の運行が課題となっていたが、新車両においては四輪駆動車を採用することで安定した運行サービスを提供することができた。
- ・令和7年6月から中学生、高校生向けの回数券を作成し10枚綴り1,500円で販売した。町外へ通学する高校生の自宅とバス停間の移動や、習い事等の町内移動を支援することができた。(販売実績：13冊、利用実績：92枚)
- ・令和6年11月に、町内の全世帯に配備しているタブレット端末「いねばん」を利用した公共交通アンケート(Web)を実施し、利用者ニーズの把握を行った。(アンケート内容：路線バス、福祉有償運送、いねタクの利用頻度、意見等)

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
住民を対象とした公共交通アンケート(Web)の回答数が少なく、利用者ニーズの把握が難しい。	令和8年度は、Webと紙媒体を併用したアンケートの実施を検討し、回答数の増加を目指す。
住民や観光客等、幅広く利用していただいているが、今後も様々なシーンでの利用を推進し、利用者の掘り起しをしていく	チラシ等の紙媒体に加えて、町ホームページ、いねばん、多様なツールを活用した情報提供を行うことで、だれもが公共交通の情報を簡単に入手できるようにし、多面的な利用を促進する。

伊根町地域公共交通会議（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>目標・効果について利用者数は令和5年度と比較して大幅に増加することで達成しており、その結果は評価できる。</p> <p>引き続き移動ニーズの把握や事業の効果検証を着実にを行い、利用促進に努められたい。</p>	<p>・令和6年11月に公共交通アンケート（Web）を実施し、現状の把握に努めた。</p>	<p>・アンケートの回答数が少なく、一部の利用状況しか把握できていない。令和8年度においてはWebと紙媒体を併用したアンケートを実施する。</p> <p>・今後も伊根町HPやSNS等をうまく活用しながら広報を行っていく。</p> <p>・電話や来訪による利用方法のサポートも継続して行う。</p>

2. アピールポイント、特に工夫した点など

・登録・予約方法についての問い合わせ対応や、乗降場所の調整など、丁寧に対応することで、少人数の地域だからこそできる、地域に根ざした公共交通になるよう努めた。

・「選挙時の乗車券配布」「太陽光発電・EVによる環境配慮」「タブレット端末活用によるデジタル化推進」「観光振興（泊食分離）」など、行政内の様々な担当が横断的に協力しながら、いねタクを活用した取り組みを進めた。

伊根町内の公共交通ネットワーク

- 丹海バス
(伊根線・蒲入線)
- いねタク
(伊根町全域)



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和8年1月 日

協議会名:伊根町地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
伊根町	予約型乗合交通いねタク	令和6年11月に公共交通アンケート(Web)を実施し、現状の把握に努めた。	A 計画通り事業は適切に実施された。	A <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は令和5年度で12,923人、令和6年度15,066人、令和7年度は16,449人と増加している。1運行あたりの乗車人員は令和5年度が1.96人、令和6年度2.02人、令和7年度は1.92人と効率的な運行となっている。 ・保健センターでの体操教室や診療所通院、観光等幅広く利用していただき、フィーダー計画記載の目標を達成することができた。 ・町外への通学や通院のため、自宅から幹線バス停までの利用者も見られ、交通計画におけるいねタクの位置づけに沿った利用をしていただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民を対象とした公共交通アンケート(Web)の回答数が少なく、利用者ニーズの把握が難しい。 ・住民や観光客等、幅広く利用していただいているが、今後も様々なシーンでの利用を推進し、利用者の掘り起しをしていく

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月 日

協議会名:	伊根町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>鉄道のない本町において、バスは日常生活になくてはならない交通手段である。路線バスは国道中心の運行となっているため、交通空白地を町営のコミュニティバスが走ることで町民の移動手段を確保していたが、便数が少ない等の利便性を改善するため、コミュニティバスを廃止し、ドアツードアの予約型乗合交通(通称:いねタク)へと転換した。伊根町内には総合病院や大型の商業施設等が無いため、高齢者をはじめとする交通弱者にとって、町内の移動手段としての予約型乗合交通と、町外へ通じる路線バスはどちらも重要な移動手段であり、予約型乗合交通を利用し路線バスに乗り継ぐことで、近隣市町へのアクセスも良くなり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>また、マイカーで自由に移動できる町民にとっても、公共交通が移動の際の選択肢となり、それぞれの交通手段を必要に応じて使い分けることができるように維持していくことが重要である。</p> <p>これらのことを実現するには、今後も継続してサービスを提供していくことが必要であり、常に安定した運行をすることが重要な課題であると認識したうえで、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、本町の公共交通として確保、維持させていくことを目的とする。</p>

議 第 2 号

福祉有償運送事業登録団体の更新登録について

令和8年1月26日

伊根町地域公共交通会議会長

福祉有償運送事業登録団体の更新登録について設置要綱第2条の規定により協議します。

■提案理由

福祉有償運送事業登録団体の更新登録について、道路運送法施行規則に基づき地域公共交通会議による協議を行う必要がある。

福祉有償運送の登録更新にかかる基本的事項

(社会福祉法人伊根町社会福祉協議会)

1 福祉有償運送の登録更新を必要とする理由

伊根町における福祉有償運送事業は、高齢者や障害者の生活を支える不可欠な移動手段であり、公共交通の不足を補う重要な役割を担っています。

登録更新は、サービスの継続性・安全性を確保し、地域福祉施策との整合性を保ちながら、住民が安心して移動できる環境を整えるために必要と考えます。

2 事業所 社会福祉法人伊根町社会福祉協議会

3 使用自動車 別紙のとおり

4 運転者及び乗務者
別紙のとおり

5 対象者 ① 介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた者
② 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者
③ その他、肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている者を含む)、精神障害又は知的障害により単独での移動が困難であり公共交通機関を利用することができない者
④ 上記以外の傷病等により一時的に公共交通機関を利用することができない者であって、本会が定める医師の意見書を提出した者

6 運送区域と内容

<運送区域>

伊根町内を発着とする伊根町管内、宮津市、京丹後市、与謝野町

<運送内容>

医療機関への通院、買い物及び公共機関における各種手続のための送迎

7 利用料金

<運賃>

15分500円。以降、15分を超えるごとに500円を加算。

<会費>

会員登録時に会費2,000円/年度(更新1,000円/年度)

令和7年度利用回数

事業所名 社会福祉法人伊根町社会福祉協議会

行き先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
町外	24.5	22.5	31	18.5	21	26	27.5	16.5	23	0	0	0	210.5
町内	11.5	10.5	7	8	5.5	7	4	9	5	0	0	0	67.5
合計	36	33	38	26.5	26.5	33	31.5	25.5	28	0	0	0	278

※ 利用回数:片道0.5回として算出

